



# 埼玉県報

号外第 11 号  
平成 29 年(2017 年)  
6 月 1 日  
木曜日

## 目次

### 告示

- 保安林の皆伐面積の限度（森づくり課）
- 公職選挙事務取扱規程の一部を改正する告示（選挙管理委員会）

## 告 示

### 埼玉県告示第六百七十号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、保安林の皆伐による立木の伐採につき、平成二十九年度において新たに森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

平成二十九年六月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

単 位 区 域	範 囲	保 安 林 の 種 類	面 積 (ヘクタール)
入 間 区 域	飯能市、日高市、入間郡越生町、 毛呂山町	水源かん養保安林	141.14
		土砂流出防備保安林	101.11
		干害防備保安林	6.54
		保健保安林	8.54
西 部 区 域	入間市大字新光	防風保安林	0.08
武 蔵 地 区	入間市大字木蓮寺・大字寺竹	防風保安林	0.26
毛 呂 山 地 区	入間郡毛呂山町	防風保安林	0.10
新 郷 地 区	所沢市大字新郷	防風保安林	0.48
狭 山 地 区	狭山市	防風保安林	0.22
鶴ヶ島地区	鶴ヶ島市	防風保安林	0.12
菅 谷 地 区	比企郡嵐山町、ときがわ町、鳩 山町	防風保安林	0.50
寄 居 地 区	熊谷市、深谷市、大里郡寄居町	防風保安林	0.64
利 根 川	本庄市、児玉郡神川町、美里町	水源かん養保安林	49.24
		土砂流出防備保安林	23.78
		干害防備保安林	0.66
荒 川 下 流	深谷市、比企郡嵐山町、小川町、 ときがわ町、秩父郡東秩父村、 大里郡寄居町	土砂流出防備保安林	49.25
		干害防備保安林	3.48
赤 平 地 区	秩父市吉田石間・吉田阿熊・吉 田太田部・上吉田・下吉田・吉 田久長、秩父郡長瀬町、皆野町、 小鹿野町	水源かん養保安林	58.81
		土砂流出防備保安林	227.44
		干害防備保安林	5.74
		保健保安林	0.12

荒川	秩父市黒谷・栃谷・大野原・定峰・山田・小柱・太田・伊古田・品沢・大宮・久那・別所・寺尾・蒔田・田村・上影森・下影森・浦山・日野田町・野坂町・熊木町・荒川贄川・荒川白久・荒川日野・荒川上田野・荒川久那・荒川小野原・大滝・三峰・中津川、秩父郡横瀬町	水源かん養保安林	1,994.62
		土砂流出防備保安林	85.18
		干害防備保安林	40.76
		保健保安林	25.76
秩父地区	秩父市中津川、秩父郡小鹿野町	保健保安林	362.14
計			3,186.71

## 告示

### 埼玉県選管告示第二十号

公職選挙事務取扱規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年六月一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

公職選挙事務取扱規程の一部を改正する告示

公職選挙事務取扱規程（平成十二年埼玉県選管告示第三十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「投票所における投票」を「投票所における投票」に改める。

第六条を次のように改める。

第六条 削除

第七条の見出しを「（選挙人名簿の移送又は引継ぎ）」に改め、同条中「登録された」を「登録されている」に改める。

第八条第一項中「第三十条（選挙人名簿の再調製）」の規定によって、「を」第三十条（選挙人名簿の再調製）第一項の規定により」に改め、同条第二項中「によって」を「により」に、「縦覧、異議の申出に対する決定及び確定に関する期日及び期間」を「の期日及び異議の申出期間」に、「告示した」を「定め、これらを告示した」に改める。

第十条の見出しを「（在外選挙人名簿の移送又は引継ぎ等）」に改め、同条中「第六条（縦覧の日時の告示）」を削り、「送付又は引継ぎを受けた選挙人名簿の登録者数の報告」を「選挙人名簿の移送又は引継ぎ」に改め、「在外選挙人名簿の縦覧の日時の告示」を削り、「送付又は引継ぎを受けた在外選挙人名簿の登録者数の報告」を「在外選挙人名簿の移送又は引継ぎ」に、「登録された者（選挙人名簿記載書類にあっては、記載されている者）」とあるのは「記載された者」を「選挙人名簿記載書類」とあるのは「在外選挙人名簿記載書類」に、「別記第四号様式」を「別記第四号様式」に、「第三十条」を「第三十条第一項」に、「法第三十条の十五」を「法第三十条の十五」に改める。

「第一節 投票所における投票」を「第一節 投票所における投票」に改める。  
第六十八条中「第六条」を「第五条」に改め、「第三十五条」を削る。

第三号様式を次のように改める。

その一 (定時登録の場合)

平成何年何月何日

(宛先)

埼玉県選挙管理委員会委員長

何市(区町村)選挙管理委員会委員長 印

選挙人名簿登録者数等報告書

公職選挙法第22条第1項の規定による選挙人名簿の登録について、下記のとおり報告します。

記

1 選挙人名簿登録者数 平成何年何月何日現在

	男	女	計
平成何年何月何日定時登録日現在における名簿登録者数 (A)			
定時登録に係る補正登録者数 (B)			
選挙時登録者数 (C)			
選挙時登録に係る補正登録者数 (D)			
抹消者数 (E)			
今回定時登録者数 (F)			
今回定時登録日現在における名簿登録者数 (A + B + C + D - E + F)			

2 異議申出者数

異議の申出をした者	異議の申出を正当と決定した者	異議の申出を正当でないと決定した者	備考

(備考)

- (C)の「選挙時登録者数」は、前回定時登録日から今回定時登録日の間に選挙時登録が行われた場合において、当該登録日に登録された者の数(2回以上選挙時登録が行われた場合には、各登録日に登録された者の数を合計した数)を記載すること。
- (F)の「今回定時登録者数」は、今回定時登録日に登録された者の数を記載すること。
- 異議の申出により登録した者又は抹消した者は、それぞれ補正登録者数欄又は抹消者数欄に記載すること。なお、この場合には、当該登録者数又は抹消者数を( )内書すること。
- (A)の欄は、平成何年何月何日の定時登録の際の数字と照合のうえ、誤りのないよう注意すること。
- 「2 異議申出者数」において異議の申出に対する市区町村の選挙管理委員会の決定に不服のある異議申出人又は関係人から出訴があった場合には、そのあらましを備考欄に記載すること。

その二（選挙時登録の場合）

平成何年何月何日

（宛先）

埼玉県選挙管理委員会委員長

何市（区町村）選挙管理委員会委員長 印

選挙人名簿登録者数等報告書

公職選挙法第22条第3項の規定による選挙人名簿の登録について、下記のとおり報告  
します。

記

1 選挙人名簿登録者数

平成何年何月何日現在

	男	女	計
平成何年何月何日定時登録日現在 における名簿登録者数 (A)			
定時登録に係る補正登録者数 (B)			
選挙時登録者数 (C)			
選挙時登録に係る補正登録者数 (D)			
抹消者数 (E)			
今回選挙時登録者数 (F)			
今回選挙時登録日現在における名簿 登録者数 (A + B + C + D - E + F)			

2 異議申出者数

異議の申出をした 者	異議の申出を正当と 決定した者	異議の申出を正当で ないと決定した者	備 考

（備考）

- (C)の「選挙時登録者数」は、定時登録日から今回選挙時登録日の間に選挙時登録が行われた場合において、当該登録日に登録された者の数（2回以上選挙時登録が行われた場合には、各登録日に登録された者の数を合計した数）を記載すること。
- (F)の「今回選挙時登録者数」は、今回選挙時登録日に登録された者の数を記載すること。
- 異議の申出により登録した者又は抹消した者は、それぞれ補正登録者数欄又は抹消者数欄に記載すること。なお、この場合には、当該登録者数又は抹消者数を（ ）内書すること。
- (A)の欄は、平成何年何月何日の定時登録の際の数字と照合のうえ、誤りのないよう注意すること。
- 「2 異議申出者数」において異議の申出に対する市区町村の選挙管理委員会の決定に不服のある異議申出人又は関係人から出訴があった場合には、そのあらましを備考欄に記載すること。

第五号様式を次のように改める。



平成何年何月何日

（宛先）

埼玉県選挙管理委員会委員長

何市（区町村）選挙管理委員会委員長 印

在外選挙人名簿登録者数等報告書

公職選挙法第30条の6第1項の規定による在外選挙人名簿の登録について、下記のとおり報告します。

記

1 在外選挙人名簿登録者数 平成何年何月何日現在

	男	女	計
平成何年何月何日現在における名簿登録者数 (A)			
平成何年何月何日から平成何年何月何日の間の登録者数 (B)			
平成何年何月何日から平成何年何月何日の間の抹消者数 (C)			
平成何年何月何日現在における名簿登録者数 (A + B - C)			

2 異議申出者数

異議の申出をした者	異議の申出を正当と決定した者	異議の申出を正当でないとして決定した者	備考

（備考）

- 1 (B)又は(C)の「平成何年何月何日から平成何年何月何日の間の登録者数（又は抹消者数）」は、前回異議の申出期間の初日から今回異議の申出期間の初日の前日までの間に在外選挙人名簿に登録又は抹消された者の数を記載すること。
- 2 異議の申出により登録した者又は抹消した者は、それぞれ(B)の欄と(C)の欄に記載すること。なお、この場合には、当該登録者数又は抹消者数を（ ）内書すること。
- 3 (A)の欄は、前回異議の申出期間の初日の前日現在の名簿登録者数と照合のうえ、誤りのないよう注意すること。
- 4 「2 異議申出者数」において異議の申出に対する市区町村の選挙管理委員会の決定に不服のある異議申出人又は関係人から出訴があった場合には、そのあらましを備考欄に記載すること。

第八号様式の備考中「第八号」を「第七号」に改める。

第十五号様式その一中

事 由	1・2・3・5
--------	---------

を

事 由	1・2・3・5・6
--------	-----------

に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。